

学校いじめ防止基本方針

郡山市立三穂田中学校

◆ はじめに

いじめは、重大な人権侵害であり、「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもつことが重要である。

郡山市は、令和元年7月1日に「SDG s 未来都市」に選定されたが、「SDG s」が掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、いじめ問題とも密接に関連するものである。

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法（第2条）」において「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義されており、より幅広く「いじめ」を規定している。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがあることが例示されている。

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめ防止等の対策

(1) 学校いじめ防止等対策委員会の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、組織的にいじめの問題に取り組むにあたり、中核を担うものである。

(2) 「学校いじめ防止等対策委員会」の役割

【構成員】：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、特別支援コーディネーター、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

(※ 実情や緊急性等を考慮し、これ以外の参加も必要に応じて招集する。)

- ① 具体的な取組や年間計画作成、実行、検証、修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

※ 具体的な委員会の取組は、以下に示す通りである。

- ・ 「いじめはしない、させない、許さない」に向けた生徒の主体的な取組を促進する。(学級活動や生徒会活動等を通して、生徒による主体的ないじめ問題への取組の充実を図るなど、いじめ防止に関する啓発活動を行う。)
- ・ 道徳教育、防災教育など、学校教育活動を通して、生徒のいじめを生まない人間関係や集団づくりを指導・推進する。
- ・ 授業における情報モラル教育の実践、生徒や保護者を対象とした講習会を開催するなどSNS上などインターネットを介したいじめへの対応に係る取組を行う。
- ・ いじめ防止等の対策に係る教職員の資質向上のための研修を実施する。(研修の企画、教育委員会等主催の研修会への参加及び参加者による報告会の実施など、本校の実情に合った取組を計画し実施する。)

3 いじめの早期発見について

- (1) いじめの事実、又は疑いがある場合には、すぐに教頭に報告し、委員会を開催する。
- (2) 年6回のアンケートの実施や、教育相談などで、いじめの実態把握に努める。
- (3) 生徒、保護者等に対し、いじめの相談体制の明確化と周知を図る。
- (4) 生徒のいじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するための、教育相談週間を設定する。

4 いじめへの対処について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が抱え込まず、速やかに委員会を開き、組織的に対応する。市教育委員会に報告するとともに、内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関とも連携を図り対処する。

(1) 被害生徒への対応及び支援

「被害生徒を守り通すという姿勢」を優先事項とする。

- ・ 被害生徒の心的な状況等を十分に確認し、被害生徒の情報を提供した生徒を守り通すことや、秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除いた上で、事実関係を複数の教職員で正確に聞きとる。
- ・ 被害生徒にとって信頼できる人物（友人、教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害生徒に寄り添える体制をつくる。状況に応じて、外部専門家の協力を得る。
- ・ 被害生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、加害生徒を別室で指導したり、出席停止などの措置を講じたりして、被害生徒が落ち着いて学習できる環境をつくる。
- ・ 被害生徒が、加害生徒との関係改善を望む場合には、学校関係者や保護者同席の下、謝罪、和解の場を設定し、関係修復を図る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、状況を定期的に保護者へ伝えるとともに、必要な支援を行う。

(2) 加害生徒に対する措置

「人格の成長」を目的として、家庭環境や障がいの特性など教育的配慮を行う。

- ・ いじめたとされる生徒から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったと確認された場合、教職員が連携し、必要に応じて外部の専門家の協力を得ながら、組織的に対応し、再発防止に努める。
- ・ 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して対応できるように、保護者の協力を得よう努める。
- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚するように指導する。
- ・ 生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分留意して、特別な指導計画による指導を行うほか、警察との連携を視野に入れた対応を取る。
- ・ 教育上必要であると認められるときには、学校教育法第11条に基づき、懲戒を加える。健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行うことを忘れてはいけない。

(3) その他

インターネットを介したいじめが発見された場合には、警察、法務局等の関係機関との連携、管理者への削除依頼等を行う。

5 家庭や地域との連携

(1) 家庭との連携

- ・ P T Aとの共催により、いじめ理解や携帯電話・スマートフォン等によるインターネット利用等に関する説明会・研修会を企画・実施する。
- ・ 学校HP等で学校の方針を伝えることで、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭との連携を緊密にする。

(2) 地域との連携

- ・ 生徒が日頃より、多くの大人と関わる事により、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあるので、地域ボランティア活動等の機会を設けるなど、積極的に場の設定を行う。

6 関係機関との連携

警察や児童相談所等、関係機関との連絡を密にし、情報の共有化を図る。